

皆生浄化センター汚泥濃縮設備賃貸借 仕様書

本仕様書は、皆生浄化センター及び内浜処理場へ汚泥濃縮設備及び補機類を設置、貸付し、その後の保守を行うとともに、賃貸借期間終了後は、設備を撤去するために必要な事項を定めたものである。

1 件名

皆生浄化センター汚泥濃縮設備賃貸借

2 業務目的

関係法令を遵守し、本仕様書に基づいて、皆生浄化センターに汚泥濃縮設備を設置することにより、汚泥濃縮による汚泥減容化を行い、皆生浄化センターの汚泥輸送の効率化を目的とする。

3 履行場所及び設置場所

皆生浄化センター（米子市皆生温泉3丁目18番2号）

内浜処理場（米子市安倍300番地）

4 設置期間（工事期間、現地調査期間を含む）

契約締結の日から令和2年6月5日まで

ただし、受注者の責めに帰すことができない理由が生じた場合はこの限りでない。

5 賃貸借期間

機器設置後から令和3年3月31日まで

6 撤去期間

賃貸借期間満了後速やかに

なお、期限の詳細については、発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。

7 賃貸借物件

別添特記仕様書参照のこと。

なお、賃貸借期間においては、賃貸借物件を担保に供しないこと。

また、賃貸借物件には、動産総合保険等の損害保険を付保すること。

8 支払方法

前払いなしとする。

賃貸借料については月払い（毎月末払い）※令和2年6月から令和3年3月まで

9 事前調査

事前調査が必要な場合は、下水道部施設課担当職員へ連絡した上で実施するものとする。

10 共通事項

- (1) 導入される機器の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、安全確保に留意すること。
- (2) 敷地形状、施設の配置に留意の上、適切な機器の選定、配置を行うこと。
- (3) 既存建築物への影響（騒音振動、異臭の発生等）を低減するよう配慮すること。
- (4) 業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、市内又は県内の業者との契約に努めること（優先順位は、市内、県内の順とする。）。ただし、技術的な事情により施工することができる業者がない場合、または、工程的に間に合わない等の特別な理由がある場合はこの限りでない。
- (5) 各種法令を遵守すること。

11 設置に関する事項

- (1) 設置工事の詳細に関することは、特記仕様書による。
- (2) 既存建築物等及び既存設備等の形状変更は最小限とする。
- (3) 機器の設置及び配管・配線工事等の作業を行う際は、安全対策を確実に行うこと。
- (4) 各種申請・届出等（これに伴う立ち合い等を含む。）を要する場合は、受注者において速やかに行うこと。これにかかる経費は本業務に含めること。
- (5) 下水道処理場の運営上支障のない範囲で、設備に必要な電気・水道を使用することができる。
- (6) 工事の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、事故の防止に努めること。
- (7) 受注者は、騒音、振動、臭気、電波障害、粉塵及び交通渋滞等、近隣の生活環境に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
- (8) 配管・電線等は、運転員の身体に危険が及ばないように、通行の妨げとならない等、業務に支障が出ないように安全対策を実施すること。

12 保守に関する事項

- (1) 機器設置後は、下水処理場の運転員への取扱説明を実施すること。
とくに、濃縮設備の取扱説明には運転員が確実に理解できるよう実施すること。
- (2) 賃貸借期間内に、当該設備の正常な機能を保持するため、保守、修繕及び点検を行うこと。また、緊急に保守又は修繕を要する場合は、速やかに技術者を派遣し、修繕、

調整を実施し、常に機器の性能が十分に発揮できるようにすること。

- (3) 設備に係る消耗品（薬品等）について、発注者は運転管理に必要な量を受注者に提供すること。これに係る経費は本業務に含めること。

1.3 撤去に関する事項

- (1) 撤去の際は、事前に発注者と協議したうえで行うこと。
- (2) 賃貸借期間終了後、速やかに撤去し、場外に搬出し、現状復旧に努めること。

1.4 検査・引き渡し

- (1) 賃貸借物件は、設置工事の完了し、発注者による検査を受けた後、速やかに引き渡しを行うこと。
- (2) 検査時及び引き渡し後において、賃貸借物件が仕様書等に適合しないと認めた場合、または、不良個所が発見された場合は、発注者の指示により補修等を行うこと。なお、これに係る経費は受注者の負担とする。

1.5 疑義

本仕様書にさだめのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

1.6 その他

本仕様書に記載のない事項において、本賃貸借の性質上必要と認められるものは、全て受注者の責任において、誠実に対処しなければならない。